

[様式第1号]

出生届 ( 年 月 日 )		※ 裏面の作成方法を読んだ後に記載し、選択項目は該当番号に“○”を付けて下さい。				
① 出生者	氏名	ハングル (姓) / (名)	本 (漢字)	性別	①男	①婚姻中の出生者
		漢字 (姓) / (名)			②女	②婚姻外の出生者
	出生日時	年 月 日 時 分(出生地 時間: 24時間制)				
	出生場所	①自宅 ②病院 ③その他				
		親が決めた登録基準地				
	住所	世帯主及び関係				の
子供が重国籍者である場合、その事実及び取得した外国の国籍						
② 父母	父 氏名	(漢字: )	本(漢字)	住民登録番号	-	
	母 氏名	(漢字: )	本(漢字)	住民登録番号	-	
	父の登録基準地					
	母の登録基準地					
婚姻届出の際、子供の姓・本を母の姓・本とする協議書を提出しましたか。はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>						
③ 親子関係の不存在確認判決等による家族関係登録簿の閉鎖後、再び出生届出をする場合						
閉鎖登録簿上の特定事項		氏名	住民登録番号	-		
		登録基準地				
④ その他の事項						
⑤ 届出人	氏名	印又は署名		住民登録番号	-	
	資格	①父 ②母 ③同居親族 ④その他(資格: )				
	住所					
	電話	電子メール				
⑥ 提出人	氏名	住民登録番号	-			

※ 他人の署名又は判子を使って虚偽の届出を提出したり、虚偽の届出を行い家族関係登録簿に不実の記載をする場合は刑法に基づき5年以下の懲役又は1000万ウオン以下の罰金に処されます。

※ 次は国家の人口政策の樹立に必要な資料であるため、「統計法」第32条及び第33条に基づき誠実に答える義務があり、個人情報のお秘密は固く守られますので事実通り記載して下さい。

出生者に関する事項			
⑦ 妊娠週数	妊娠 <input type="text"/> 週 <input type="text"/> 日		
⑧ 新生児体重	<input type="text"/> kg		
⑨ 多胎であるかどうか及び出生順位	①単胎児 ②双生児 → 双生児のうち ①第一番目 ②第二番目 ③三つ子以上 → <input type="text"/> 子のうち <input type="text"/> 番目		
出生者の父に関する事項		出生者の母に関する事項	
⑩ 国籍	①大韓民国(出生時の国籍取得) ②大韓民国[帰化(随伴を含む)・認知国籍取得 元の国籍: ] ③外国(国籍 )	①大韓民国(出生時の国籍取得) ②大韓民国[帰化(随伴を含む)・認知国籍取得 元の国籍: ] ③外国(国籍 )	
⑪ 実際の生年月日	陽曆 / 陰曆 年 月 日	陽曆 / 陰曆 年 月 日	
⑫ 最終学歴	①無学 ②小学校 ③中学校 ④高等学校 ⑤大学(校) ⑥大学院以上	①無学 ②小学校 ③中学校 ④高等学校 ⑤大学(校) ⑥大学院以上	
⑬ 職業	①管理者 ②専門職及び関連従事者 ③事務従事者④サービス業従事者⑤販売従事者 ⑥農林漁業熟練従事者 ⑦機能員及び関連機能従事者 ⑧装置・機械操作及び組立従事者 ⑨単純労務従事者 ⑩学生 ⑪家事 ⑫軍人 ⑬無職	①管理者 ②専門職及び関連従事者 ③事務従事者④サービス業従事者⑤販売従事者 ⑥農林漁業熟練従事者 ⑦機能員及び関連機能従事者 ⑧装置・機械操作及び組立従事者 ⑨単純労務従事者 ⑩学生 ⑪家事 ⑫軍人 ⑬無職	
⑭ 実際に結婚生活を始めた日付	年 月 日より		
⑮ 母の総出産児数	今回の子供まで計 <input type="text"/> 名出産 ( <input type="text"/> 名生存, <input type="text"/> 名死亡)		

※ 下記の事項は届出人は記載しません。

役所受付	家族関係登録官署への送付	家族関係登録官署にて受付及び処理
	住民登録 番号	
	年 月 日 (印)	

## 作成方法

- ※ 登録基準地：各欄の該当者が外国人である場合はその国籍を記載します。
- ※ 住民登録番号：各欄の該当者が外国人である場合は外国人登録番号(国内居所申告番号又は出生年月日)を記載します。
- ①欄：出生者の名前に使用する漢字は大法院規則において定められている範囲内のもの(人名用漢字)とし、名前は5桁(姓は除く)を超えてはならない。使用可能な人名用漢字は大法院の電子民願センター(www.scourt.go.kr/minwon)にて確認することができます。
- ：出生日時：24時間制で記載します。(例え：午後2時30分 → 14時30分)
- ：韓国の国民が外国で生まれた場合にはその出生した国の時間を西暦及び太陽暦で記載し、サマータイムが実施されている時に生まれたらその出生地の時間の横に“(サマータイム適用)”と表示します。
- ：子供が重国籍者である場合、その事実及び取得した国籍を記載します。
- ：出生場所の記載は最小行政区画の名称(市・区の‘洞’, 邑・面の‘里’)又は道路名住所の‘道路名’まで記載してかまいません。
- ②欄：父に関する事項-婚外の出生者を母が届出する場合は記載せず、前婚解消後100日以内に再婚した女性が再婚成立後200日以後、直前婚姻の終了後300日以内に出生して母が出生届を出す場合は父の氏名欄に“父未定”と記載します。
- ③欄：親子関係不存在確認判決、摘出否認判決等で家族関係登録簿を閉鎖した後、再び出生届を出す場合に限り記載します。
- ④欄：下記の事項及び家族関係登録簿に記録を明確にするために特に必要な事項を記載します。
- 後順位の届出義務者が出生届を出す場合：先順位者(父母)が届出できない理由
  - 出生前に胎児認知した事実及び胎児認知を届出した官署
  - 外国で出生した場合：現地の出生時間を韓国時間に直し出生日時を記載します。その現地の出生時間がサマータイムが適用された時間である場合にはそれに関する事実を記載します。
  - 外国人である父の姓に従い、外国式の名前で外国の登録官署に記載されているが韓国式の名前で出生届出す場合：外国で届出した氏名
  - 「民法」第781条第1頁の但書により婚姻届出の際、母の姓・本に従うことで協議した場合にはその趣旨。
- ⑥欄：提出者(届出人であるかどうかは問わない)の氏名及び住民登録番号の記載[受付担当公務員は身分証明書で本人確認]
- ⑦~⑨ 出生者欄：出生者に関する事項です。
- ⑩欄：多胎児(双子以上)は実際に出生した子供の数と関係なく妊娠していた当時の胎児数に“○”表示し、多胎児のうち出生届出の対象となる各子供の出生順位が何番目であるかを記します。
- ⑩~⑮ 父母欄：出生当時、出生者の父母に関する事項です。
- ⑯欄：教育科学技術部長官が認める全ての正規教育機関を基準とし、各学校の在学又は中退者は最終卒業した学校の該当番号に“○”を付けます。
- 〈例え〉 大学3年在学(中退)：高校に“○”表示
- ⑰欄：子供が出生した当時の親の主な職業を基準として表示します。

- |   |
|---|
| ① 管理者：政府、企業、団体又はその内部の部署の政策と活動を企画、指揮及び調整(公共及び企業の管理職等)      |
| ② 専門職及び関連従事者：専門知識を活用した技術的な業務(科学、医療、教育、宗教、法律、金融、芸術、スポーツなど) |
| ③ 事務従事者：管理者、専門家及び関連従事者を補助して業務を推進(経営、保険、監事、相談、案内、統計など)     |
| ④ サービス従事者：公共安全、身辺りの保護、医療補助、理容・美容、婚礼、葬式、運送、休暇、調理と関連する業務    |
| ⑤ 販売従事者：営業活動を通じて商品とサービス販売(インターネット、お店、公共場所等)、商品の広告・広報など    |
| ⑥ 農林漁業熟練従事者：作物の栽培・収穫、動物の繁殖・飼育、山林の耕作及び開発、水生動・植物繁殖及び養殖など    |
| ⑦ 機能員及び機能従事者：鉱業、製造業、建設業で手と手工具を使って機械設置及び整備、製品加工            |
| ⑧ 装置・機械操作及び組立従事者：機械を操作して製品生産・組立、コンピューターによる機械制御、運送装備の運転など  |
| ⑨ 単純労務従事者：主に簡単な手工具の使用と単純かつ日常的で、肉体的な努力が求められる業務             |
| ⑩ 家事：専業主婦など ⑪ 軍人：義務服務中である将校及び兵士を除く、職業軍人該当 ⑫ 無職：特定な職業がない   |

- ⑱欄：母の総出産児数 - 届上の子供を含め計何人の子供を出生し、そのうちの生存児と死亡児の数を記載し、母が再婚である場合は以前の婚姻において産んだ子供までも含めます。

## 添付書類

- 出生証明書1通(下記のうち、一つ)。
    - 医者と助産者が作成したもの。
    - 出生者が病院など医療機関ではない所で生まれた場合は出生事実を知っている者が作成したもの(この出生証明書の様式は家族関係登録例規第283号において定める)。
    - 外国の官公署が作成した出生届受理証明書(又は出生証明書)と翻訳文。
- ※ 下記の2項及び3項は家族関係登録官署において電算でその内容を確認できる場合は登録事項別証明書の添付を省略します。
- 出生者の父又は母の婚姻関係証明書1通。
    - 父が婚外の子供の出生届出をする場合には必ず母の婚姻関係証明書を添付すること。
    - 出生者の母の家族関係登録簿がなかったり登録されているかどうか定かでない人の場合はその母が人妻(有夫女)ではないことを公証する書面又は2人以上の証人による保証書。
  - 子供の出生当時、母が韓国人であることを証明する書面(例え：母の基本証明書)1通(1998. 6. 14.以降に外国人の父と韓国人の母の間で出生した子供の出生届出をする場合)。
  - 子供の出生当時に大韓民国の国民である父又は母の家族関係登録簿がなかったり明確ではない人の場合には父又は母に関する氏名、出生年月日など人的事項を記した韓国の官公署が発行した公文書写し1通(例：パスポート、住民登録謄本、その他の証明書)。
  - 子供が重国籍者である場合、取得した国籍を疎明する資料1通。
  - 身分確認[家族関係登録例規第23号による]
    - 届出人が出席した場合：身分証明書
    - 提出人が出席した場合：届出人の身分証明書の写し及び提出人の身分証明書
    - 郵便提出の場合：届出人の身分証明書の写し